

自然災害時における児童の登下校について

陽春の候 保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 23 年3月 11 日に発生しました東日本大震災や平成 28 年4月 14 日以降に熊本県と大分県に相次いで発生した熊本地震、平成 30 年6月 18 日の大阪府北部地震などの甚大な被害から、私たちは地震の恐ろしさと災害への備えの大切さを学ばなければなりません。また、地震だけでなく、季節によっては台風や、限られた地域に短時間に多量の雨が降る集中豪雨なども想定しながら、子どもの安全確保という観点から、自然災害時においては下記のように対応をしますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願い致します。

記

1 暴風警報における対応

【犬山市内統一の文書】

1 「犬山市」に暴風警報が発表された場合

(1) 午前6時30分までに警報が解除されたとき

- 給食が中止になっている場合
→ 平常通り登校する。弁当を持参する。
- 給食が中止になっていない場合
→ 平常通り登校する。給食を食べる。

(2) 午前6時30分までに警報が解除されないとき

→ 学校は休校となる。

2 登校後に「犬山市」に暴風警報が発表された場合

- (1) 気象情報から判断して、児童を安全に帰宅させることができると確認された場合は、当日の授業を中止し、直ちに下校させます。
- (2) 児童の帰宅が困難だと確認された場合は、学校内に待機させ、全児童を引き取り下校とさせていただきます。

※ 緊急の連絡が必要な場合は、tetoru 配信にて連絡します。

- 通学路の安全事情は異なります。水があふれた、電柱等が倒れた、雷が近くに落ちた等の場合は、児童の身の安全を最優先して、保護者の判断で登校を見合わせることも必要になります。その際には、学校に一報をいただければと存じます。
- 特別警報（警報の基準をはるかに超える危険度の高いもの、例えば地震・集中豪雨・暴風雨など）が出された場合は、登校させないでください。登校後に特別警報が出された場合は、学校待機とし、解除されるまではお迎えもご遠慮ください。

2 特別警報における対応

○ 特別警報の発表基準

- ア 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- イ 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報(震度6弱以上)」は特別警報として位置づけられる。ただし、「○○特別警報」として改めて発表はされない。

① 児童が登校した後、特別警報が発表された場合の下校

- ア 直ちに授業を中止して、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集を行い、児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(学校への留め置き、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。
- イ 特別警報解除後も、通学路が道路や橋の破壊・冠水等で危険な場合が予想されるので安全が確認できるまでは下校させずに学校待機とし、引き取り下校とする。

② 児童が登校する前に、犬山市に特別警報が発表された場合の登校

- ア 登校しない。
- イ 特別警報解除後も、通学路が道路や橋の破壊・冠水等で危険な場合が予想されるので登校せず、自宅待機とする。(学校からの連絡を待つ。)